



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1221
 長野市松代町東条東十人町 3116-3
 電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
 e-mail : ima@ichiba-sr.com URL: www.ichiba-sr.com

中小企業の賃金動向と今後の見通し

◆給与水準を引き上げた企業は昨年より上昇も、2年連続で半数を下回る

コロナ禍で経営環境が厳しく、従業員の賃上げにも二の足を踏む企業も多いところですが、日本政策金融公庫が公表した「中小企業の雇用・賃金に関する調査」結果(調査時点 2021年12月、有効回答数 5,640社)によると、2021年12月の正社員の給与水準を前年から「上昇」させた企業割合は41.1%と、前回調査(31.2%)から9.9ポイント上昇したそうです。ただ、コロナ禍前は給与水準上昇との回答が5割を超えていたことから、2年連続で半数を下回っている点が指摘されています。

(単位: %)

	上昇	ほとんど変わらない	低下
2014年実績	52.2	46.5	1.3
2015年実績	50.4	48.7	0.9
2016年実績	49.3	49.8	0.9
2017年実績	54.5	44.9	0.6
2018年実績	57.4	42.3	0.4
2019年実績	54.3	45.0	0.7
2020年実績	31.2	63.2	5.6
2021年実績	41.1	56.8	2.0
2022年見通し	44.4	54.5	1.1

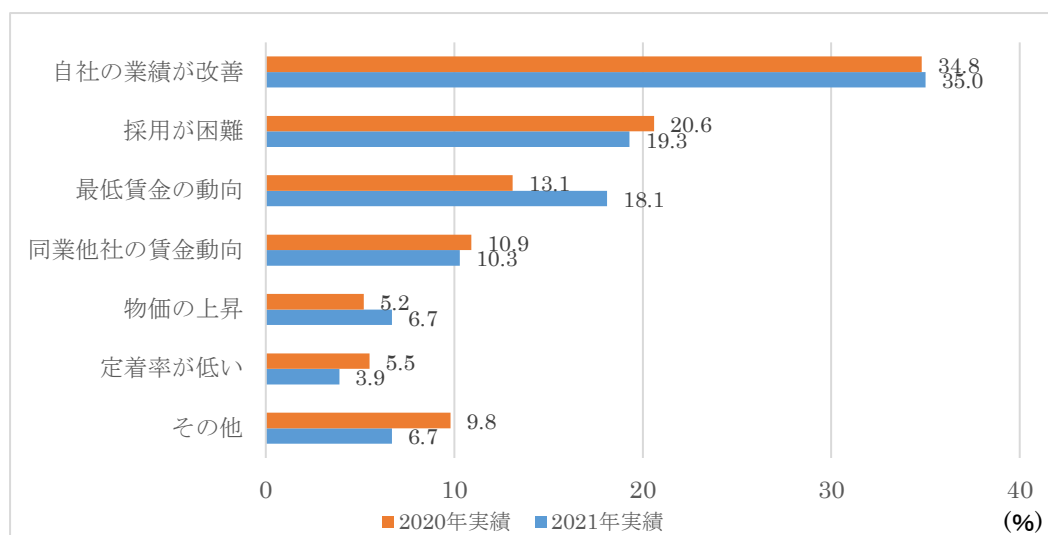
日本政策金融公庫 集計結果より

◆正社員の給与水準上昇の背景

同調査では、「正社員の給与水準上昇の背景」も聞いており、「自社の業績が改善」と回答した企業割合が35.0%と最も高く、次いで「採用が困難」(19.3%)、「最低賃金の動向」(18.1%)、「同業他社の賃金動向」(10.3%)と続いています。

特に2021年は、「最低賃金の動向」による影響が前年度よりも増加していることから、過去最大の上げ幅となった最低賃金の引上げが影響を与えたことがわかる結果となっています。

正社員の給与水準上昇の背景



日本政策金融公庫 集計結果より

◆他社との採用競争と給与水準の見直し

2022 年見通しをみると、給与水準を「上昇」と回答した企業割合は 44.4%となっており、増加傾向にあります。コロナによる影響から持ち直している企業も増える中、すでに人手不足を訴える企業も増えています。人手不足は売上機会の逸失というリスクを生み、企業の経営上、影響は非常に大きいところではあります。今後、他社との人材獲得競争の中、給与水準の見直しを検討することも考えられるでしょう。

【日本政策金融公庫「中小企業の雇用・賃金に関する調査結果」】

https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/tokubetu_220225.pdf

企業で取り組むカスハラ対策



◆カスタマーハラスメントとは？

カスタマーハラスメント(以下、カスハラ)とは、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為を指します。令和2年1月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、カスハラに関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組みを行うことが望ましいこと、また、被害を防止するための取組みを行うことが有効であること等が定められました。

◆判断基準は企業内で統一

「これってカスハラ？」と従業員が思ったときに、判断基準が曖昧では、対応に遅れが出てしまいます。各企業で、あらかじめ判断基準を明確にしたうえで、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておくことが重要です。その際は、①顧客等の要求内容に妥当性はあるか、②要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当な範囲か、という観点があります。

◆何から始める？

厚生労働省から示されているカスハラ対策の基本的な枠組みは、以下の通りです。

【事前の準備】

- ① 事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- ② 従業員(被害者)のための相談対応体制の整備
- ③ 対応方法、手順の策定
- ④ 社内対応ルールの従業員等への教育・研修

【実際に起こったら】

- ⑤ 事実関係の正確な確認と事案への対応
- ⑥ 従業員への配慮の措置
- ⑦ 再発防止のための取組み
- ⑧ その他の措置

自社でどのような事例が起こり得るか、現場を含めて検討し、社内でしっかり準備しておきましょう。

【厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を作成しました！】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24067.html



令和4年4月からの年金制度

年金制度改正法(令和2年法律第40号)等の施行により、年金制度の一部が改正されます。4月からどのように変わるのか見ていきます。

◆繰下げ受給の上限年齢引上げ

老齢年金の繰下げ年齢の上限が75歳に引き上げられます(現在の上限は70歳)。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が10年に引き上げられます(現在は5年)。

◆繰上げ受給の減額率の見直し

年金の繰上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.4%に変更されます(現在は0.5%)。

◆在職老齢年金制度の見直し

60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲が拡大されます(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が28万円から47万円に緩和。65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に)。

◆加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が20年(中高年齢者等の特例に該当する方を含む)以上ある老齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無にかかわらず加給年金が支給停止となります(経過措置あり)。

◆在職定時改定の導入

現在は、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されますが、在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定が行われるようになります。

◆国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」が発行されることとなります。既に年金手帳を所持している方には「基礎年金番号通知書」は発行されません。

【日本年金機構「令和4年4月から年金制度が改正されます」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0228.html>

～今月のことば～

Q 日本は海外文化をうまく取り入れてきた一方、鎖国のように極端な排外主義に走ることがあります。これはどうしてなのでしょう？

A 歴史の中で排外主義が勃興するのは、ほとんどの場合、指導者が愚かだということに尽きると思います。

国内の政治がうまくいかないときの一番簡単な対処法が排外主義だからです。「この不幸な状況はあいつらのせいだ、けしからん」と批判の眼を国外にそらす。これは日本にかぎらず、危機に直面して国をまとめられない愚かな指導者の常套手段です。

1990年代に入ってバブルが崩壊するまで、排外主義はまったくといっていいほど聞かれませんでした。それが90年代半ば以降、鉄鋼、自動車や電機・電子といった日本の得意分野で近隣国に追い上げられ、ITやAIなど新しい経済の主戦場で日本が遅れをとるようになると、排外主義的な言動が増えてきました。世界中を見渡すと排外主義が勃興するのは、たいてい経済状況が悪化して閉塞感が蔓延している時期です。

歴史学者のジョン・ルカーチは、著書『歴史学の将来』のなかで、愛郷心や愛国心は誰にでもあるけれど、それが劣等意識と不義の関係を結んだとき、排外的なナショナリズムが生まれると述べています。戦後日本のアイデンティティの柱であった経済大国(GDPでアメリカに次ぐ世界第二位の大国)の地位を中国に奪われた時から排外主義の芽が生まれてきたように思えてなりません。

近代の日本の歴史をみてもわかる通り、排外主義は国を滅ぼします。

『歴史を活かす力 人生に役立つ80のQ&A』

著 出口 治明



～事務所よりひとこと～

4月、花のおとずれの季節となりましたので、お昼休みの時間を利用して、杏のお花見に行ってきました。

杏といえば千曲市森が有名ですが、事務所のある松代町東条にも「あんずの里」があります。

山の中腹斜面に杏の木が植えられており、満開になると斜面一体が薄紅色の花で覆われます。5～6千本植えられているそうです。道が狭く、駐車できる場所もわずかで、あまり知られていないため人も少なく、農道をゆっくり散歩しながら花を楽しむことができます。

今年は4/2～4/10が杏祭りの期間ですが、開花が遅れているのか、私が行った時はまだ咲き始めで、残念ながら満開の杏を見る事はできませんでした。近くでするので、今度は満開の杏を見に行ってみようと思います。(市場敏江)

お知らせ

令和4年3月(4月納付分)より健康保険料率に変更となります。

1000分の96.7(本人負担分1000分の48.35)

・介護保険該当者

1000分の113.1(本人負担分1000分の56.55)

随時、保険料案内を送付しておりますので、お手数ですが4月支払の給与より(当月控除の事業所は3月支払の給与より)保険料の変更をお願い致します。

ご不明な点は、当事務所までお問い合わせください。